

広島県告示第二百二十九号

昭和六十一年広島県告示第五十九号（広島県港湾施設管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾施設使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

二 駐車時間及び駐車料の部 1 広島港棧橋駐車場及び広島港御幸松駐車場の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二三、一四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、七三〇円」に、「四〇、五〇〇円」を「四一、六五〇円」に、「一一、〇一〇円」を「一二、三五〇円」に改め、同部2 広島国際フェリーポート駐車場の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二三、一四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、七三〇円」に、「四〇、五〇〇円」を「四一、六五〇円」に改め、同部3 広島みなと公園駐車場の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二三、一四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「八、七四〇円」を「九、七二〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、七三〇円」に、「四〇、五〇〇円」を「四一、六五〇円」に改め、同部5 三原内港東駐車場の表中「九四〇円」を「九六〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同部6 尾道駅前港湾駐車場の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二三、一四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、四八〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、二八〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三七〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一四、九一〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、六〇〇円」に改める。

三 荷役機械使用料の部の表中「三三、〇七五円」を「三四、〇二〇円」に、「二八、三五〇円」を「二九、一六〇円」に、「六、六八〇円」を「六、八七〇円」に、「一九、三八

〇円」を「一九、九三〇円」に改める。

四 廃棄物焼却施設引受料の部の表中「一、一九〇円」を「一、二三〇円」に改める。